

環境アセスメント学会 生態系研究部会 第22回定例会 報告

■テーマ：環境アセスメントにおける生物多様性分野の「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」

■話題提供者：環境省環境影響評価課 佐藤大樹主査

■コーディネータ：東京都市大学 環境学部教授 田中章氏

■日時：平成25年6月7日（金）19:00～20:30

■場所：東京都市大学 渋谷サテライトクラス

■概要：

平成25年4月に完全施行された改正環境影響評価法では、事業の位置・規模等の検討段階における手続きとして「計画段階配慮手続」（以下、配慮書手続）が新設された。これは戦略的環境アセスメントそのものというよりも、同制度への移行の導入部分と考えられるものである。本定例会では、配慮書手続における複数案の考え方や具体的な調査・予測手法等について環境省がまとめた「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」（以下、技術ガイド）の内容について、動植物、生態系に関する事項を中心にご紹介いただいた。

技術ガイドは、基本的事項の内容を解釈するために策定されたものであり、配慮書手続における調査・予測・評価等において適切な水準を確保すべく、法令等による要求を超えた望ましいあり方がとりまとめられている。また、自然環境分野については、既存調査情報や地理情報の活用方法等について解説する「環境影響評価における生物多様性保全に係る空間・地理情報の把握活用手法暫定案」（以下、地理情報活用ガイド）がとりまとめられた。

本定例会では、配慮書手続における複数案の設定やゼロ・オプションの考え方のほか、動植物・生態系に関する重大な環境影響の考え方として、法令等により指定されている生物種や場以外にも、“地域において注目されているもの”や広域的な視点から“生態系ネットワークの役割を果たす環境”などの考慮が求められること、負の環境影響だけでなくプラスの効果を評価する取り組みが期待されていること、調査・予測における既存資料や地理情報の活用とその中で生じる可能性がある不確実性を整理することなどの説明があった。

講演後の意見交換では、既存資料による定量的な調査・予測の実施において、情報の不足や偏りによる評価の不整合が懸念される意見があった。具体的には、重要な種ほど情報が少ない可能性がある中で、一般的な種の情報のみで予測・評価を実施した場合に、重要な種への配慮がされにくくなる可能性があることなどが挙げられた。このような課題に対し、当該地域の専門家等へのヒアリングによる情報補完の重要性が再認識された。また、重大な影響の考え方として、環境要素ごとの比較整理とともに“総合的な視点”や“歴史的変遷からの視点”を取り入れることの重要性について意見があった。

配慮書手続は、「参考項目」や「参考手法」が定められていないなど自由度の高いものであるため、事業者による創意工夫に委ねられている部分が多い。よって、その過程でどれだけ実質的な環境配慮がなされるかが大きな課題である。今後、事例を重ねる中で課題へのアプローチが進むとともに、配慮書手続がより適切な環境配慮や合意形成のために活用されていくことを期待したい。

（レポーター：株式会社オオバ 田中亨）